

# 兵庫県森林審議会の概要

令和7年12月

農林水産部林務課

# 兵庫県森林審議会

【設置及び所掌事務】



## 兵庫県森林審議会

【設置及び所掌事務】

### ▲ 森林審議会とは

[森林法第68条]

- 1 都道府県に都道府県森林審議会を置く
- 2 森林法又は他の法令の規定によりその権限に属させられた事項を処理する
- 3 森林法の施行に関する重要事項について都道府県知事の諮詢に応じて答申する

⇒ 諒問機関

森林法の施行その他森林行政に係る附屬機関

## 兵庫県森林審議会

### 【設置及び所掌事務】



#### 森林審議会の所掌事務

##### 必須的諮問事項

[森林法第6条第3項、第10条の2第6項]

1 地域森林計画の樹立又は変更

2 開発行為の許可

森林法第10条の2に規定する民有林の開発許可のうち、開発行為に係る森林の面積が10ha以上のものに対する意見

##### 任意的諮問事項

[森林法第25条の2第3項]

保安林の指定又は指定の解除

- ・知事権限において保安林を解除するにあたり面積1ha以上のもの
- ・保安林解除申請を農林水産大臣に進達する際に、知事の意見書を付すにあたり、解除面積1ha以上のもの

## 兵庫県森林審議会

【設置及び所掌事務】

### ▲ 森林審議会とは

[森林法第68条]

- 1 都道府県に都道府県森林審議会を置く
- 2 森林法又は他の法令の規定によりその権限に属させられた事項を処理する
- 3 森林法の施行に関する重要事項について都道府県知事の諮詢に応じて答申する

⇒ 諒問機関

森林法の施行その他森林行政に係る附屬機関

## 兵庫県森林審議会

【設置及び所掌事務】



### 森林病害虫等防除法

[第7条の3第3項、第7条の5第2項、第7条の6第3項及び第7条の9]

- 1 県防除実施基準の策定又は変更
- 2 高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定又は変更
- 3 樹種転換促進指針の策定又は変更
- 4 地区防除指針の策定又は変更

# 兵庫県森林審議会

【運 営】



## 兵庫県森林審議会

【運 営】



### 森林法審議会の組織

[森林法第70条第1項、第3項、第71条]

- 1 森林審議会は、委員をもつて組織する
- 2 委員の任期は、2年とする  
補欠委員の任期は前任者の残任期間とする  
再任は妨げない
- 3 会長は、委員が互選した者を充てる

## 兵庫県森林審議会

【運 営】



部 会

[森林法施行令第7条]

- 1 審議会に部会を置き、所掌事務を分掌させることができる
- 2 部会には部会長を置き、会長が指名する委員を充てる
- 3 部会の決議をもって総会の決議とすることができます

# 兵庫県森林審議会

【運 営】



部 会

[森林審議会運営規程第4条]

部会の名称及び分掌事務

1 「開発審査部会」(略称「開発部会」)

森林の開発に関する事項



2 「松くい虫防除対策部会」(略称「松くい虫部会」)

松くい虫防除対策に関する事項



兵庫県